

。銀行法施行規則第十四条の五第四項及び第三十四条の七第五項の規定に基づき銀行法第十四条の二第二号及び第五十二条の九に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件

改正案	現行
(国際統一基準行) 第一条 海外営業拠点（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）<u>第二条及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十号。以下「連結自己資本比率告示」という。）<u>第一条に定める海外営業拠点をいう。以下同じ。）を有する銀行又は海外営業拠点を有する銀行を子会社とする銀行持株会社の必要な調整を加えた自己資本の額（以下「国際基準行調整自己資本額」という。）は、基本的項目の額（自己資本比率告示<u>第五条又は連結自己資本比率告示第五条に定める基本的項目の額をいう。以下この条において同じ。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第六条又は連結自己資本比率告示第六条に定める補完的項目の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額とする。</u></u></u> 2 銀行法第十三条第二項の場合において、同項に規定する子会社等（以下「子会社等」という。）に第一項に定める銀行又は銀行持株会社の関連会社（銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十四条の	(国際統一基準行) 第一条 海外営業拠点（銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成五年三月大蔵省告示第五十五号。以下「自己資本比率告示」という。）<u>第一条及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件（平成十年六月大蔵省告示第六十二号。以下「連結自己資本比率告示」という。）<u>第一条に定める海外営業拠点をいう。以下同じ。）を有する銀行又は海外営業拠点を有する銀行を子会社とする銀行持株会社の必要な調整を加えた自己資本の額（以下「国際基準行調整自己資本額」という。）は、基本的項目の額（自己資本比率告示<u>第四条又は連結自己資本比率告示第四条に定める基本的項目の額をいう。以下この条において同じ。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第五条又は連結自己資本比率告示第五条に定める補完的項目の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額とする。</u></u></u> 2 銀行法第十三条第二項の場合において、同項に規定する子会社等（以下「子会社等」という。）に第一項に定める銀行又は銀行持株会社の関連会社（銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十四条の

四に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）が含まれる場合の国際基準行調整自己資本額は、第一項にかかわらず当該関連会社を除いて算出した基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連会社の自己資本比率告示第十七条に定める基本的項目の額に相当する額（以下「関連会社の基本的項目の額」という。）及び自己資本比率告示第十八条に定める補完的項目の額に相当する額（以下「関連会社の補完的項目の額」という。）の合計額を加えたものとする。

3 前二項の補完的項目の額の算定にあつては、自己資本比率告示第六条第一項第一号又は連結自己資本比率告示第六条第一項第一号に掲げる額を考慮しないものとし、その場合の補完的項目の額についても基本的項目の額を超えない額とする。

4・5 （略）

（国内基準行）

第二条 海外営業拠点を有しない銀行又は海外営業拠点を有する銀行を子会社としていない銀行持株会社の必要な調整を加えた自己資本の額（以下「国内基準行調整自己資本額」という。）は、基本的項目の額（自己資本比率告示第二十八条又は連結自己資本比率告示第十七条に定める基本的項目の額をいう。以下同じ。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第二十九条又は連結自己資本比率告示第十八条に定める補完的項目の額をいう。以下同じ。）の合計額をいう。

2 銀行法第十三条第二項の場合において、子会社等に第一項に定める銀行又は銀行持株会社の関連会社が含まれる場合の国内基準行調整自己資本額は、第一項にかかわらず当該関連会社を除いて算出し

四に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）が含まれる場合の国際基準行調整自己資本額は、第一項にかかわらず当該関連会社を除いて算出した基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連会社の自己資本比率告示第十四条に定める基本的項目の額に相当する額（以下「関連会社の基本的項目の額」という。）及び自己資本比率告示第十五条に定める補完的項目の額に相当する額（以下「関連会社の補完的項目の額」という。）の合計額を加えたものとする。

3 前二項の補完的項目の額の算定にあつては、その他有価証券について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額の四十五パーセントに相当する額を考慮しないものとし、その場合の補完的項目の額についても基本的項目の額を超えない額とする。

4・5 （略）

（国内基準行）

第二条 海外営業拠点を有しない銀行又は海外営業拠点を有する銀行を子会社としていない銀行持株会社の必要な調整を加えた自己資本の額（以下「国内基準行調整自己資本額」という。）は、基本的項目の額（自己資本比率告示第二十三条又は連結自己資本比率告示第十三条に定める基本的項目の額をいう。以下同じ。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第二十四条又は連結自己資本比率告示第十四条に定める補完的項目の額をいう。以下同じ。）の合計額をいう。

2 銀行法第十三条第二項の場合において、子会社等に第一項に定める銀行又は銀行持株会社の関連会社が含まれる場合の国内基準行調整自己資本額は、第一項にかかわらず当該関連会社を除いて算出し

3 (略) た基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連会社の自己資本比率告示第四十条に定める基本的項目の額に相当する額及び自己資本比率告示第四十一条に定める補完的項目の額に相当する額の合計額を加えたものとする。	3 (略) た基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連会社の自己資本比率告示第三十条に定める基本的項目の額に相当する額及び自己資本比率告示第三十一条に定める補完的項目の額に相当する額の合計額を加えたものとする。
--	--